● 対象となる経費

	区分	内容
需用費	印刷製本費	団体の広報または活動に直接要する経費
	消耗品費	活動に必要な消耗品費(単価3万円以上の物品の購入は除く)
	使用料および 賃借料	活動に必要な会議室・土地・車両・機材の借上料
	役務費	自然観察会、園内ガイドツアー等、公開性のある行事の開催に必要 な損害保険料
	通信運搬費	活動のために必要な切手等(電話代及び電子メール等の通信料は除く)
報償費		外部講師・外部指導者に対する謝金
委託料		チラシやホームページ作成等、広報に関する活動に必要な最低限の委 託料